

防大教第539号
平成12年5月17日

各 部 長
殿
各 学 群 長

防衛大学校長

教育委員会の設置について（通達）

改正 平成13年3月16日防大教第288号	平成17年3月31日防大総第505号
平成19年1月9日防大総第7号	平成21年3月31日防大総第542号
平成27年4月10日防大総第532号	平成28年3月31日防大総第427号
平成30年3月30日防大総第346号	

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

防衛大学校本科の教育課程の企画・運営並びに改善を行うとともに教育理念・評価に関する事項を検討するため教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 教務部長

(2) 委員

ア 教養教育センター長、国際交流センター長

イ 教務課長、訓練課長、学生課長、総括首席指導教官

ウ 各教育室長、各学科長

エ その他防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する者

(3) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を

代理する。

- (4) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

この際、他の委員会において審議されるものについては、当該委員会に委ねるものとする。

- (1) 教育課程の編成、企画及び運営に関すること。
- (2) 授業時間表及び年間授業計画に関すること。
- (3) 教育内容、方法の改善に関すること。
- (4) 教育の理念・評価等に関すること。
- (5) 教育・学習環境に関すること。
- (6) その他教務に関し、委員長が必要と認めた事項

4 開催

委員長は、必要に応じ委員会を招集する。

5 任期

第2項第2号エに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 学群長会議に対する報告

委員長は、委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

7 庶務

委員会の庶務は、教務課において行う。

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。